

# 令和6年度多良木町地域おこし協力隊員募集要項

多良木町は、熊本県南部、人吉盆地の東部に位置し、町の中央部は平坦地で南部と北部は九州山地の支脈を形成する森林におおわれています。人口は約8,500人を有し、町の中央を東西に日本三急流の一つ「球磨川」が貫流しており、その豊富な水と肥沃な土地から、良質な農林産物が生産されています。

本町では人口減少問題に対して2017年度より国の地方創生推進交付金事業を実施し、地方創生の実現に向けて様々な施策で町のブランド化を進めてきました。

今後も引き続き、持続可能なまちづくりを実現するために「選ばれる多良木町」となるべく、これまでの成果の深化・高度化を目指し、観光推進に向けた取組みを推進していきます。

そこで、数多ある地域課題をチャンスと捉え、ビジネスの手法で解決を図ることに「チャレンジ」したい人材を積極的に受け入れ、「新たな視点や発想」を基に、素晴らしい自然・文化・人材を再発見し、地域協力活動を推進していくために、観光客を創出するコーディネーターとして「多良木町地域おこし協力隊員1名」を募集いたします。

## 1 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

## 2 業務概要

○観光事業マネージャー1名

勤務地：多良木町役場を主に、多良木町各所

- ・地域資源の発掘、磨き上げによるブランディング
- ・歴史観光事業のプロモーション
- ・観光、歴史、物産に係る町内情報の発信
- ・歴史文化の振興
- ・その他、歴史観光事業の目的達成に必要な業務

## 3 応募資格

- (1) おおむね20歳以上55歳未満の方。(性別は問いません)
- (2) 3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市外の都市地域に在住し、採用後、多良木町に住民登録を異動できる方。  
※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。
- (3) 総務省（特別交付税措置）の地域おこし協力隊員の要件に該当する方。
- (4) 地域の活性化に意欲があり、かつ、地域住民の一員として協働する意思があり、新しい社会づくりに前向きに取り組める方。
- (5) 心身共に健康で、誠実に職務を行うことができる方。
- (6) 普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する方。

- (7) インターネットを含む様々なメディアに対応した情報発信ができる方
- (8) 住民と協力しながら、地域資源を活用し、新しい事業開発に繋げられる方
- (9) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方。

### 3 応募手続

- (1) 募集期間 令和 6 年 4 月 8 日（月）～令和 6 年 6 月 30 日（日）
- (2) 提出書類（提出された書類は返却しません。）
  - ① 多良木町地域おこし協力隊応募用紙（多良木町役場HPからダウンロード可）
  - ② 履歴書（市販のものでよい）
  - ③ 自動車運転免許証の写し

### 4 応募先

〒868-0595 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648 番地  
多良木町役場 企画観光課

### 5 選考方法

- (1) 事前相談  
隊員の活動内容や多良木町の情報を事前に詳しくご提供する機会を設けます。



#### 申し込み方法

QR コードから申し込み

スマートフォンなどからのお申し込みは QR コードからが便利です。

- (2) 第 1 次選考  
書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。
- (3) 第 2 次選考  
第 2 次選考合格者を対象に、面接を行います。
  - 日時 詳細は、第 2 次選考合格者通知でお知らせします。
  - 場所 多良木町役場（予定）

- (3) 最終選考結果の通知  
第 2 次選考終了後、2 週間以内に文書で通知します。

### 6 採用予定日

令和 6 年 7 月以降随時

## 7 勤務条件等

- (1) 勤務場所  
多良木町役場及び多良木町各所
- (2) 雇用形態  
多良木町会計年度任用職員（パートタイム）
- (3) 報酬月額  
230,000 円（賞与、扶養手当は支給しません。）
- (4) 雇用期間  
採用日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
※ 年度ごとの任用により最長で令和 9 年 3 月 31 日まで任用を更新する場合があります。  
なお、期間の更新については、勤務実績や活動内容等を踏まえて更新させていただきます。
- (5) 加入保険  
健康保険、厚生年金、雇用保険
- (6) 勤務時間  
原則 1 週間のうち 5 日  
午前 9 時から午後 5 時まで（うち休憩 1 時間）週 35 時間  
時差勤務や土日の勤務（振替勤務）があります。
- (7) その他
  - ・その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。
  - ・着任準備に要する経費（引越し費用・アパートの敷金礼金等）は、各自の負担となります。
  - ・事前に届け出を提出することで、任期後に向けて副業等を行うことができます。  
※ 生活等の移動手段として自動車は必須です。可能でしたら自家用車の持込みをお勧めします。

## 8 お問い合わせ先

〒868-0595 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648 番地

多良木町役場 企画観光課

TEL : 0966-42-1257（直通） FAX : 0966-42-2293

E-mail : kikaku@town.taragi.lg.jp